



19春闘は、より良い"魅力ある港湾労働"を目指して交渉を開始したが、中央港湾団交を第5回、第6回と重ねても、業 側が終始一貫して産別最低賃金の回答は独禁法に抵触する恐れがあるとして、回答拒否を続けた。それに対して組合側は、 中央労働委員会あっせんを受け、業側に再三再度、賃金回答に応じるよう求め続けた。しかし、業側の態度に変化は見られ なかった。

そのため、全国港湾は日曜日毎の就労拒否・荷役拒否行動を実施、4月14日、15日には連続して48時間のストライキを実 施した。全港湾の組合員は約3000名がストライキ決行となった。 4 月16日には全国港湾・港運同盟が国交省内において記者 会見を行い広く窮状を訴えるに至った。その模様はNHK等で広く報道された。4月17日には、更なる上乗せ行動として、 ゴールデンウィーク期間中(4月28日から5月6日の9日間)の就労拒否・荷役拒否行動を実施するかどうかについての検 討が行われたが、結論は4月24日の会議まで持ち越しとなった。

今後、19港湾春闘がどんな展開になっていくか見通しが立っていないが、中央港湾団交での交渉、港湾産別協定、産別賃 金は港湾労働者の根幹中の根幹であり、絶対に譲れないたたかいであることだけは間違いがない。例え闘争が長期化するこ とがあったとしても港湾労働者の誇りをかけてたたかっていこう!



東京都大田区蒲田 5 Ø 10 Ø 2 全日本港湾労 働組合機関紙 (毎月1日発行)

部20円 (組合員の購読料は、 組合費の中に含む) 発行責任者 松永英樹



中央労働委員会 あっせん案

団体交渉における使用者の行 為は、公正取引委員会競争政 策研究センター 政策に関する検討会報告 平成30年2月15日) 認されているとおり、独占禁 止法上の問題とはならないと 解されるため、労使双方は、 産業別最低賃金について、真 摯に協議を行い、その解決に 努めること。

交渉が独占禁止法に 金などの回答を

その内容は、団体交渉に 年二月十五日、 以 公正取 \bigcirc

組合側はこのあっせん案に 答をおこなうよう、あっせ 条を受諾するよう業界団体 団体交渉において賃金

港湾の業界団体である日本港 なわれているが、 合連合会と 働委員会に判断を仰ぐべく、 せんを申請、 れがある」 点張りであった。 二者機関である中央労 央労働委員会にあ ので回答しないの この間、 その 中央労 た 0 検 討会報告書」でも確認され 委員会競争政策研究センタ 「人材と競争政策に関する

主国港湾労働

ことというもの。 最 る を行い、その解決に努める 低賃金について、

真摯に協 いるとおり、独占禁止法上 にめ、労使双方は、産業別 題とはならないと解され

働委員会でのあっせんに臨



央労働委員会あ 受諾せ を訴え す

産

とっている態度は、極めて遺 としてきた。日本港運協会の 働委員会あっせんの場におい 求めてきたわけであるが、 しあっせん案は受諾できない

憾と言わざるを得ない。

(片柳悦正)

である日本港運協会に理解を が団体は、四月九日、中央労

潟県選出の野党国会議員への

広範な連帯ができる運動体に

ッション形式による討論を行

いを超え、働く者の立場か 「真の働き方改革」を求め

阪に次ぎ二番目に結成されま

た。これまで取り組みとし

帯できるのか心配もあった はいろいろな違いで、共同連

出し、「職場に人間らしく働

で、各組織からパネラーを選 題し、基調提起を受けた中

くルールをどう確立する

皆様のお力添えもあり、

る共同行動として、全国で大

の鈴木執行委員長より、当初 催者あいさつでは、共同代表 は昨年二月に政府が進める

極的に行動してきました。 要請·懇談会、学習会等、

なった。との謝辞が述べられ

@新潟

一周年を迎えた二月十六日

今回は、度々お世話になっ

雇用共同アクション@新潟

れまでバラバラに運動してい 「働き方大改悪」に対し、こ

2.労働組合(全港湾、新潟地 一労、全労連等)が、組織の

ジュウムを八〇名の参加者の

開催しました。冒頭の主

方改革』の下で労働組合に求 海林さんから、「安倍『働き

められていることは何か」と

ン@新潟結成一周年シンポ

現毎日新聞新潟支局長の東

19春闘、個別賃金回答も進ま

全国港湾中央港湾団交において産別賃金回答の見通しがたって いないが、全国港湾加盟単組の賃金回答にも影響が出ている。港 荷労協についても4月18日現在回答は示されていない。

全港湾の個別賃金回答についても、統一回答指定日以降、目立 った回答の前進はない。そのため、3月25日に発表した第1回集 計時の速報分会回答額平均3,833円、率で1.28%以降、集計上の 変化はない。

連合の回答状況

4月5日発表の第3回回答集計では、平均賃金方式で6,412円、昨年同 時期より150円の増となっている。

300人未満の中小組合では、平均賃金方式で5,232円、昨年同時期より52 円の増となっている。

非正規労働者では加重平均で時給26.87円の賃上げ、時給単価は995.73 円、昨年同時期より0.17円の増となっている。

国民春闘共闘の回答状況

4月8日発表の第4回回答集計では、加重平均で5,964円、1.98%、昨 年同時期より額では109円の減、率では0.09%の減となっている。

それがあるという主張についの回答が独禁法に抵触するお ている。中央労働委員会のあ 問題とはならない』と解され 業側が言う所の産別最低賃金 交通記者会内で会見をおこな っせんに従おうとせず、 んにおいて『独占禁止法上の イキをおこなった件で、 全国港湾の糸谷委員長は、 「中央労働委員会のあっせ た記者の間からは

最低賃金の回答はできないと

産別最賃が独占禁止法に

「なぜ、業

すると、会見場に詰めかけ

交渉に応じる用意があること

いつでも

努力していくとして

(片柳悦正

た。そして、「二〇一五年以 前まで回答してきた港湾産別 最低賃金の回答をなぜ行わな いのか理解できない。私たち はストライキを回避したい が、解決しなければゴールデ ンウィーク中もストに入らざ 各所に協力を呼びかけた。いと」と早期解決に向け関係いと」と早期解決に向け関係 キ決行に至った経 \$ としてやむなくストライ を述べ った。 の回答、春闘要求事項全般に の方々の目にとまることとな 対する回答、事前協議の問題 NHKで放映されるなど多く て行った。 などの解決に向け、 があることが浮き彫りとなっ 業側のとっている態度に問題 った質問も飛び出し、 ッパでは考えられない」とい 全国港湾は、港湾産別最賃 会見の模様は、 終了直

日にかけて四八時間のストラ 運同盟は四月十四日から十六

改めて

四月十六日、全国港湾と港

いました。全港湾からは、 の規制緩和の闘い・働くルー 現状・リバプール闘争・港湾 だきました。また、他組織の 闘争)等について話していた ル確立にむけて(共闘、大衆 伊藤元顧問にパネラーの任を 運動の課題・連合一九春闘の 海林氏と以前から親交のある るべきか!どう体制を構築す う場を進化、発展させる事に るべきか!非常に胸を突かれ 加者全員が、現状の労働運動 いきたいと思っています。 いう共通課題に対し、共に闘 雇用共同アクション@新潟と との問題提起がなされました。 た一言でありました。今後も さかを考えていただきたい」 に埋没してはいけない!今の 新潟支部書記長 状に対し、どう闘いを進め この最後の問題提起は、

等、共通要求を掲げ、具体的 にどう運動につなげていくべ 最低賃金の大幅な引き上げ 後に伊藤元顧問 新潟支部も力を入れて







全労済は、さらに「たすけあいの輪」を広げ、 より多くの方に生活の安心をお届けするため、 新しい姿を表す愛称を「こくみん共済 coop」としました。 協力団体の皆さまと培ってきた 労働者自主福祉による事業と運動を さらに強化・発展させ 組合員の生活を支えていきます。 そして、その取り組みを 生活者へも広く展開していきます。 皆さまのご契約内容等に変更が生じることは ございません。また、お手続きも不要です。